

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年5月29日

京都市人事委員会

委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第1号

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表第2本庁の項中「予算担当の係長」の右に「及び行財政改革担当の担当係長」を加え、同表桃陽病院の項中「副院長」を「院長 副院長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人事委員会事務局)